

高齢運転者関係（更新時）概要

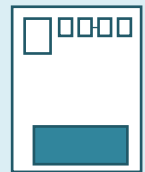
70歳以上の方には、免許有効の満了日の約6ヶ月前に通知はがきが届きます

免許証の更新をする方は事前に下記の講習等を受ける必要がありますので早めに予約しましょう

▼対象の検査・講習は、年齢や違反の有無等によって異なります▼

70歳～74歳の方

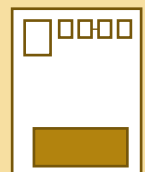
「高齢者講習のお知らせ」
（青色はがき）が届きます



事前に **高齢者講習** を受ける必要があります

75歳以上の方

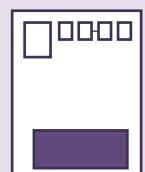
「認知機能検査・高齢者講習のお知らせ」
（黄色はがき）が届きます



事前に **認知機能検査・高齢者講習** を受ける必要があります

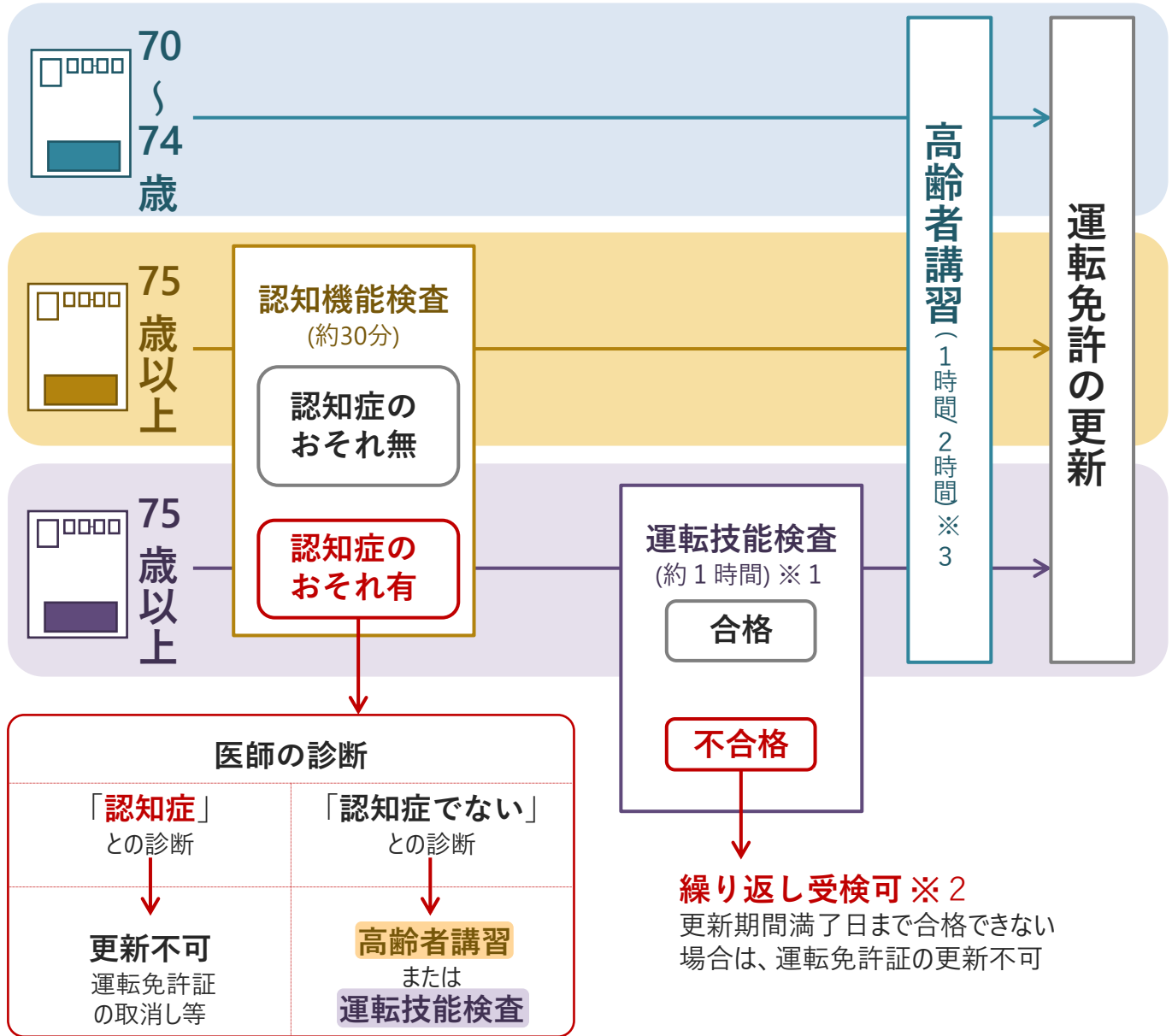
75歳以上の方で、一定の違反がある方

「認知機能検査・運転技能検査・高齢者講習
のお知らせ」（紫色はがき）が届きます



事前に **認知機能検査・運転技能検査・高齢者講習** を受ける必要があります

70歳以上の高齢運転者の方 運転免許証更新までの流れ



※1 運転免許証の有効期間が満了する日の直前の誕生日の160日前の日前3年間に基準違反行為をしたことがある方が対象 (大特/小特/二輪/原付免許のみ保有の方は対象外)

※2 未受検または不合格でも、希望により原付・小特免許で継続することが可能

※3 普通自動車対応免許保有者：2時間
運転技能検査対象者 及び 大特/小特/二輪/原付免許のみ保有者：1時間

● 各手数料については、予約の際にお問い合わせください ●